



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月25日火曜日 第1442号

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金給付規則を廃止する規則.....	289
愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則.....	289

## 告 示

字の廃止（津島町）.....	290
愛媛県暴走族等の追放の促進に関する基本方針の策定.....	290
愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金給付要綱の廃止.....	291
指定居宅サービス事業者の指定.....	291
指定居宅介護支援事業者の指定.....	292
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	292
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	293
指定居宅サービス事業の廃止.....	293
指定居宅介護支援事業の廃止.....	293
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（6件）.....	294
市営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	295
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	295
町営土地改良事業の換地処分（2件）.....	295
家畜人工授精師の免許証の書換交付.....	295
保安林の指定.....	296
二級河川の指定の変更.....	296
港湾施設の概要.....	296
公共測量の実施の通知.....	296
道路の区域変更（一般国道319号外）.....	296
道路の供用開始（ " ）.....	297
道路の供用開始（一般国道317号）.....	297
道路の区域変更（一般国道379号）.....	298
道路の供用開始（県道長浜保内線）.....	298
道路の区域変更（県道串中山線）.....	298
道路の供用開始（ " ）.....	298
道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....	298
道路の区域変更（県道八幡浜保内線）.....	299
道路の供用開始（ " ）.....	299
道路の位置の指定.....	299

## 公 告

技能検定の合格者.....	299
---------------	-----

### 教育委員会規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則.....	308
-------------------------	-----

### 公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	309
--------------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....	310
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	311

### 公営企業管理規程

管理者の休日、休暇及び勤務時間等に関する管理規程.....	311
-------------------------------	-----

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....	312
特定任期付企業職員の給与に関する管理規程.....	312

## 正 誤

平成15年3月7日付け第1437号愛媛県告示第501号（開発行 為に関する工事の完了）中.....	312
愛媛県報の購読申込み受付について.....	312

## 規 則

### ○愛媛県規則第12号

愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金給付規則を廃止する規則を次のように定める。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金給付規則を廃止する規則

愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金給付規則（昭和36年愛媛県規則第23号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年3月31日において高等学校（中等教育学校の後期過程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）に在学し、現に廃止前の愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金給付規則（以下「旧規則」という。）の規定により就学奨励補助金の給付を受けている者に係る当該就学奨励補助金の給付については、なお従前の例による。

3 旧規則の規定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる就学奨励補助金の給付に係る旧規則の規定を含む。）により給付を受けた就学奨励補助金の返還については、なお従前の例による。

### ○愛媛県規則第13号

愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年愛媛県規則第12号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年3月31日において介護福祉士及び社会福祉士を養成する学校又は施設(以下「養成施設等」という。)に在学し、現に廃止前の愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例(以下「旧条例」という。)の規定により修学資金の貸与を受けている者に係る当該修学資金の貸与については、廃止前の愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(以下「旧規則」という。)第2条、第6条、第13条から第18条まで並びに様式第3号、様式第4号及び様式第11号から様式第15号までの規定は、その者が当該養成施設等を卒業し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。
- 3 旧条例の規定により貸与を受けた修学資金の返還については、旧規則第7条から第14条まで、第16条第1項及び第18条並びに様式第5号から様式第12号まで及び様式第14号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

告 示

○愛媛県告示第728号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、津島町長から次の区域内の小字を全部廃止する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

大字名	小字名	地番	摘要
大字 下畑地	字ダバ	乙15の1、乙24の1、乙25の1、乙26の1、乙26の2、乙27、乙28、乙29の1、乙29の2及び乙31の2	これに伴う道路、水路等を含む。
	字赤瀬	乙41の2、乙48の1及び乙49の4	
	字半七田	乙64の1、乙65の1、乙66の1、乙67、乙68、乙69の1、乙70、乙71の8、乙71の9、乙72の1、乙87の1、乙88の1及び乙95	
	字草木藪	乙107の2、乙108、乙109、乙118の2、乙119の3及び乙120から乙124まで	
	字ヒロセ	乙177、乙178の2から乙178の4まで、乙179の1から乙179の3まで、乙180の2、乙183、乙184の2、乙186の3、乙186の5、乙186の7、乙187の1、乙187の2、乙191、乙192の1、乙192の2、乙193の1、乙194の2、乙197、乙198の2、乙198の3、乙205の1、乙206の1、乙208、乙209の1、乙210、乙211、乙219、乙220、乙1122の1及び乙1122の2	
	字コンシ	乙258の1、乙262の1、乙263の2、乙264の1、乙274の1、乙274の2、乙279、乙280、乙281の1、乙281の2、乙282から乙284まで、乙286の2、乙287から乙289まで、乙290の1、乙290の2、乙294、乙295、乙304から乙311まで、乙312の1から乙312の3まで、乙313、乙314、乙317から乙319まで及び乙320の1	
字本田	乙327、乙334の1、乙335、乙336、乙337の1、乙347の1及び乙353の2		

○愛媛県告示第729号

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例(平成13年愛媛県条例第53号)第10条第1項の規定に基づき、愛媛県暴走族等の追放の促進に関する基本方針を次のとおり策定した。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する基本方針

暴走族等は、単独又は集団による爆音走行、信号無視、蛇行運転などの暴走行為により交通の危険を生じさせ、一般の運転者や歩行者に迷惑を及ぼしているほか、その騒音は住民の安眠を妨害するなど、県民生活の安全と平穩を著しく害している。

さらに、暴走族の元構成員その他の暴走族等の見物を目的として集合する者による暴走行為のあおり行為により、暴走族等による暴走行為は、一層激化し、また、暴走族等は、道路交通関係法令違反のほか、暴走用の車両や資金の調達のための窃盗や恐喝、暴走族から離脱しようとする者や対立する暴走族の構成員に対する暴行や傷害さらには取締りに従事する警察官に対する公務執行妨害などの犯罪を引き起こすなど凶悪化し、粗暴化している。

また、暴走族は、警察からの取締りを継続的に受けながらも新たな構成員を勧誘するなどして、世代交代を繰り返し、存在し続けている。その構成員のほとんどは16歳から19歳までの少年であり、これらの少年の暴走族への加入のきっかけは、同級生、同窓生又は出身校の卒業生による勧誘、暴走行為の見物などであり、暴走族の存在は、少年を健全に育成する上で、深刻な問題となっている。

このような状況の中で、暴走族等のいない社会を築くためには、県民すべてが「暴走族を許さない」という認識を共有し、一致協力して暴走族等の追放の促進に取り組むことが必要である。

この基本方針は、このような認識の下に、暴走族等の追放を促進するため、必要な事項を定めるものである。

1 暴走族等の追放の促進に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する事項

暴走族等の追放の促進のためには、「暴走族等を許さない」という世論を形成し、暴走族等を許さない地域づくりを積極的に推進していくことが必要である。

県は、国、市町村その他の関係する機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と連携協力し、暴走族等による暴走行為の防止、暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進を図るため、県民に対し、暴走族追放キャンペーンを始めとする諸活動及び少年の健全育成に関する会議などあらゆる機会を利用して暴走族等のいない社会を築くことの必要性について広報啓発活動を行うものとする。

また、県は、報道機関に対し暴走族等の実態等に関する資料提供を積極的に行うなど、凶悪化する暴走族等の実態が的確に報道されるよう努めることにより、暴走族等の追放の促進について県民の理解を深め、県民の暴走族等を追放する気運の一層の高揚を図るものとする。

2 暴走行為の防止に関する事項

暴走行為を防止するためには、暴走族等や暴走用車両の改造など暴走行為を助長する者に対する指導取締りの強化

はもとより、暴走行為をさせないための社会環境づくりが必要である。

県は、関係機関等と暴走族等に関する情報交換を積極的に行うことにより、暴走族等及びその暴走行為の実態の把握に努めるとともに、県民に対し、車両の盗難被害の現状や盗難防止に関する広報啓発活動を行い、また、暴走行為に使用されるおそれのある車両、部品及び燃料の販売、違法改造の請負並びに暴走行為の象徴として利用される特攻服やステッカー等の作成、販売など暴走行為を助長するおそれのある行為に関係する事業者に対し、その行為の自粛を要請することにより、暴走行為をさせないための社会環境づくりを推進するものとする。

また、県は、暴走族等の集合場所として利用され、又は利用されるおそれのある公園、駐車場、空き地、ふ頭等の管理者に対し、暴走族等の集合を防止するため、深夜においては可能な限り立入禁止等の措置を講じるよう要請するとともに、道路を設置し、又は管理する者と連携協力し、交通規制の要否の検討、道路の構造及び附属物の設置の見直しなど暴走行為を防止するための道路交通環境の整備を図るものとする。

3 暴走族への加入の防止に関する事項

暴走族への加入を防止するためには、その構成員のほとんどが少年であり、その加入の動機は、「友達や先輩の勧誘」、「仲間ほしさ」あるいは「暴走族の格好やバイクへの興味」という理由が大半を占めている実情から、少年の日常生活の場である家庭や学校、職場において適切な指導等が行われることを促進する必要がある。

県は、関係機関等と連携協力を図りながら少年及び保護者、学校関係者、少年を雇用している事業者その他の少年の育成に携わる者（以下「保護者等」という。）に対し、凶悪化し、粗暴化する暴走族等の実態、暴走族等が社会に与える影響などの情報の提供を行うとともに、保護者等に対し、暴走族等のいない社会を築くことの必要性について啓蒙活動を行い、少年の暴走族への加入の防止について理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、県は、少年及び保護者等に対し、暴走族の悪質性、危険性についての理解を深めさせ、暴走族への加入の防止を図るために、中学校、高等学校等における生徒指導や交通安全教育、少年が働く職場における安全運転講習会等の開催などが実施されるよう指導、助言その他必要な支援を行うものとする。

4 暴走族からの離脱の促進に関する事項

暴走族の構成員は、暴走族から離脱しようとする他の構成員に対し、暴行、脅迫等の手段を用いてその離脱を阻止しようとすることから、構成員の暴走族からの離脱の促進を図るためには、県、関係機関等及び保護者等が相互に連携協力して暴走族からの離脱を確保する措置を講じる必要がある。

県は、あらゆる機会を捉え暴走族の解体を促進するとともに、暴走族に加入している少年等が家庭や学校の悩みを相談するための相談窓口や相談電話を設置し、その活用について積極的に広報を行うものとする。

また、県は、保護者等と連携協力して、暴走族からの離脱を阻止しようとするあらゆる干渉を排し、暴走族を離脱し、又は離脱しようとする少年等（以下「離脱希望者等」という。）が安心して就学又は就労できる生活環境づくりに努めるとともに、離脱希望者等の文化活動、スポーツ活動、社会奉仕活動などへの参加の促進を図るなど離脱希望者等の暴走族からの早期完全離脱及び再加入防止を図れるよう指導、助言その他必要な支援を行うものとする。

5 その他暴走族等の追放の促進に関する基本的な事項

(1) 県民総ぐるみによる暴走族等の追放を促進する運動の実施

県は、暴走族等の追放の促進を図るため、警察庁が主体となって実施する暴走族取締り強化期間や国土交通省等が主体となって実施する不正改造車を排除する運動に連動した県民総ぐるみによる暴走族等の追放を促進する運動を実施するものとする。

(2) 愛媛県暴走族対策会議との連携協力

県は、行政機関、教育機関、報道機関その他暴走族等に関連する問題を取り扱う機関及び団体により構成される愛媛県暴走族対策会議と連携協力し、積極的に暴走族等の追放の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

○愛媛県告示第730号

愛媛県低所得世帯子弟就学奨励補助金給付要綱（昭和36年8月愛媛県告示第716号）は、平成15年3月31日限り廃止する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第731号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住居	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3813228214	医療法人 片山医院	愛媛県越智郡吉海町幸新田71番地	訪問リハビリテーション	片山医院	愛媛県越智郡吉海町幸新田71番地	平成15年2月25日
3813710138	医療法人社団 みのり会	愛媛県西宇和郡三瓶町朝立2-1-18	短期入所療養介護	三瓶病院	愛媛県西宇和郡三瓶町朝立2-1-18	平成15年2月12日

3860190952	有限会社 ケアステーションえひめ	愛媛県松山市北井門町482番地2	訪問看護	有限会社 ケアステーションえひめ 訪問看護ステーション	愛媛県松山市北井門町482番地2	平成15年 2月 7日
3870103045	有限会社 ケアステーションえひめ	愛媛県松山市北井門町482番地2	訪問介護	有限会社 ケアステーションえひめ 訪問介護事業所	愛媛県松山市北井門町482番地2	平成15年 2月 7日
3870103052	有限会社 ケアステーションえひめ	愛媛県松山市北井門町482番地2	福祉用具貸与	有限会社 ケアステーションえひめ	愛媛県松山市北井門町482番地2	平成15年 2月 7日
3870103078	勝山興産株式会社	愛媛県松山市大街道三丁目7番地2	訪問介護	指定訪問介護支援事業所「A」	愛媛県松山市大街道三丁目7番地2	平成15年 2月17日
3870103094	株式会社 クロス・サービス	愛媛県松山市来住町1458番地4	通所介護	デイサービス来住	愛媛県松山市来住町1057-1	平成15年 2月25日
3870103102	株式会社 モロコケア	愛媛県松山市古川南一丁目16番12号	通所介護	通所介護事業所じゃんけんぼん	愛媛県松山市古川北三丁目382-5	平成15年 2月25日
3870103110	医療法人 創実会	愛媛県松山市六軒家町3番19号	訪問介護	ヘルパーステーションわが家	愛媛県松山市六軒家町3番19号	平成15年 2月25日
3870103136	医療法人 創実会	愛媛県松山市六軒家町3番19号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームはなの家	愛媛県松山市六軒家町3番19号	平成15年 2月26日
3870103144	特定非営利活動法人エヌピーオー痴呆症高齢者を支える会	愛媛県松山市松前町一丁目2番地8	痴呆対応型共同生活介護	グループホームやわらぎ	愛媛県松山市枝松六丁目7番12号	平成15年 2月27日
3870103151	特定非営利活動法人痴呆症高齢者支援えひめの会	愛媛県松山市来住町1458番地4	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム風花	愛媛県松山市来住町1057-1	平成15年 2月27日
3870500992	社会福祉法人 常美会	愛媛県新居浜市御蔵町11番23号	訪問介護	ヘルパーステーションおくらの里	愛媛県新居浜市御蔵町11番23号	平成15年 2月 7日
3870501008	有限会社 介護の東健	愛媛県新居浜市八幡三丁目10番15号	福祉用具貸与	有限会社 介護の東健	愛媛県新居浜市八幡三丁目10番15号	平成15年 2月28日
3870600438	社会福祉法人 回生会	愛媛県西条市飯岡3402番地	訪問介護	ヘルパーステーション福武荘	愛媛県西条市飯岡3381番地の2	平成15年 2月20日
3870700295	株式会社 新風会	愛媛県大洲市徳森字野田1477番地1	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム星城	愛媛県大洲市徳森字土肥1790番3	平成15年 2月27日
3871200212	社会福祉法人 潤和会	愛媛県東予市周布326番地	通所介護	デイサービスセンターなごみ	愛媛県東予市周布326番地	平成15年 2月18日
3871200220	医療法人 弘仁会	愛媛県東予市三津屋南9番10	通所介護	通所介護センターまほろば	愛媛県東予市三津屋南10番20	平成15年 2月28日
3873200715	合資会社 ふくふくの会	愛媛県越智郡弓削町日比669番地	通所介護	ふくふくの会	愛媛県越智郡弓削町下弓削325番地	平成15年 2月26日
3873300317	かぐや園芸合資会社	愛媛県温泉郡中島町大浦830番地	福祉用具貸与	かぐや園芸メディカルサービス	愛媛県温泉郡中島町大浦830番地	平成15年 2月13日
3873700276	医療法人 青峰会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	通所介護	デイサービスセンターアクティブ保内	愛媛県西宇和郡保内町宮内324番地	平成15年 2月21日

○愛媛県告示第 732 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成15年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870103060	有限会社 ケアステーションえひめ	愛媛県松山市北井門町482番地2	居宅介護支援	有限会社 ケアステーションえひめ 居宅介護支援事業所	愛媛県松山市北井門町482番地2	平成15年 2月 7日
3870103086	勝山興産株式会社	愛媛県松山市大街道三丁目7番地2	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所「A」	愛媛県松山市大街道三丁目7番地2	平成15年 2月17日
3870103128	株式会社 モロコケア	愛媛県松山市古川南一丁目16番12号	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所 じゃんけんぼん	愛媛県松山市古川北三丁目382-5	平成15年 2月25日

○愛媛県告示第 733 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870101932	芙蓉メンテナンス株式会社	愛媛県松山市和泉533-2	福祉用具貸与	芙蓉メンテナンス有限公司	芙蓉メンテナンス株式会社	愛媛県松山市和泉533-2	平成15年1月27日
3870102666	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴町20025-3	訪問入浴介護	株式会社トーカイ松山営業所訪問入浴サービス事業所	株式会社トーカイ訪問入浴サービス松山営業所	愛媛県松山市南久米町110	平成15年2月27日

## ○愛媛県告示第734号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870100876	ジェイ・アイセクリデータ株式会社	愛媛県松山市西石井2-1-30	福祉用具貸与	ジェイ・アイセクリデータ株式会社	愛媛県松山市星岡町214-1	愛媛県松山市西石井2-1-30	平成15年2月25日
3870100041	株式会社クロス・サービス	愛媛県松山市来住町1057-1	訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与	ケアサポート松山	愛媛県松山市来住町1458-4	愛媛県松山市来住町1057-1	平成15年2月28日

## ○愛媛県告示第735号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3813710039	医療法人社団みのり会	愛媛県西宇和郡三瓶町朝立2-1-7	短期入所療養介護	三瓶病院	愛媛県西宇和郡三瓶町朝立2-1-7	平成15年2月11日
3863290767	社会福祉法人藤寿会	高知県南国市大そね乙1072-1	訪問看護	指定訪問看護事業所瑞鶴荘	愛媛県越智郡玉川町畑寺15-1	平成15年2月20日
3870102062	四国松下ライフエレクトロニクス株式会社	香川県綾歌郡国分寺町新居663番地1	福祉用具貸与	四国松下ライフエレクトロニクス株式会社松山営業所	愛媛県松山市土居田町750番地2	平成15年2月1日
3870800061	株式会社クロス・サービス	愛媛県松山市来住町1458-4	訪問介護	ケアサポートかわのえ	愛媛県川之江市金生町下分221-12	平成15年2月28日
3811228042	医療法人 弘仁会	愛媛県東予市三津屋南9-10	通所リハビリテーション	共立病院	愛媛県東予市三津屋南9-10	平成15年2月28日
3810910152	医療法人社団栗整形外科病院	愛媛県伊予三島市中之庄町398-1	訪問介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与	栗整形外科病院	愛媛県伊予三島市中之庄町398-1	平成15年2月28日

## ○愛媛県告示第736号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所は	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870800210	株式会社クロス・サービス	愛媛県松山市来住町14番地4	居宅介護支援事業	ケアサポートかわのえ	愛媛県川之江市金生町下分221-12	平成15年2月28日

○愛媛県告示第 737 号

土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・日之井出地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・日之井出地区）計画書の写し
  - (2) 土居町北野土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧場所  
土居町役場

○愛媛県告示第 738 号

土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・本郷東地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・本郷東地区）計画書の写し
  - (2) 土居町小林土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧場所  
土居町役場

○愛媛県告示第 739 号

土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小林西地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小林西地区）計画書の写し
  - (2) 土居町小林土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧場所  
土居町役場

い排水）・小林西地区）計画書の写し

(2) 土居町小林土地改良区定款の写し

- 2 縦覧期間  
平成15年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧場所  
土居町役場

○愛媛県告示第 740 号

土居町藤原土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高畑地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高畑地区）計画書の写し
  - (2) 土居町藤原土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧場所  
土居町役場

○愛媛県告示第 741 号

土居町藤原土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・古野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・古野地区）計画書の写し
  - (2) 土居町藤原土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧場所  
土居町役場

○愛媛県告示第 742 号

土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土屋地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条

第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土屋地区）計画書の写し
  - (2) 土居町小林土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧場所  
土居町役場

○愛媛県告示第743号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・蓮地区）の施行に平成15年3月14日同意した。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第744号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・高屋地区）の施行に平成15年3月14日同意した。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第745号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・高部小池地区）の施行に平成15年3月14日同意した。

平成15年3月25日

○愛媛県告示第750号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり書換交付した。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・シオズカ地区）の施行に平成15年3月14日同意した。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・久万郷地区）の施行に平成15年3月14日同意した。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第748号

平成15年3月11日野村町営土地改良事業表前地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第749号

平成15年3月13日津島町営基盤整備促進事業上楨下地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 許 年 月 日	家 畜 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 名 生 年 月 日
第1769号	平成15年3月25日	牛 豚 綿羊 山羊	牛・豚・綿羊・山羊の家畜人工授精及び牛の家畜体内受精卵移植の業務	愛 媛 県	東宇和郡野村町大字野村11号23番地3	柘 井 和 惠 昭和54年5月1日
第1770号	平成15年3月25日	牛 豚 綿羊 山羊	牛・豚・綿羊・山羊の家畜人工授精及び牛の家畜体内受精卵移植の業務	愛 媛 県	東宇和郡野村町大字野村2号243番地	吉 岡 美 鈴 昭和54年7月25日

○愛媛県告示第 751 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林の所在場所

西条市東之川字松岡平甲12の2、甲14の2、甲22、甲25、甲28、甲29、甲124、甲125の1、甲134、甲135、字川出乙101から乙103まで、乙104の1、乙104の2、乙105、乙106の1、乙106の2、乙107の1、乙108の1、乙108の2、乙109、乙111の2、乙112の2、乙112の3、乙114、乙220の1、乙220の2、乙221から乙227まで、乙228の1、乙228の2、西之川字式之瀧丁1の2、丁2の1、丁2の2、丁3、丁8、丁14の2、丁15、丁16、丁47、丁58、丁59、字老野丁163、丁164の1、丁164の2、丁255、字野地丁261、丁263、丁279、丁282、丁285、丁286、丁367、丁370から丁373まで、丁374の1、丁374の2、丁375の2、丁376、丁377、丁388の1、丁403、丁411から丁414まで、丁419の1、丁419の2、丁420、丁421、字奥平丁429から丁431まで、丁433、丁436から丁438まで、丁454、丁464の1、丁464の2、丁468の2、字中ノ郷丁520、丁530の1、丁537、字中之郷丁521、丁522の1、丁522の2、丁523から丁525まで、丁530の2、丁532の1、丁533の1から丁533の4まで、丁534の3、丁547、丁549の1、丁549の2、丁549の5、丁564、丁566の2、丁566の3、丁567、丁568の1から丁568の3まで、丁568の5、字猪之谷丁576の1、丁576の2、丁578、丁579の1、丁580、丁581、丁588から丁591まで、丁594の2、丁596、丁601、丁618の1、丁622の2、丁629、丁636、丁638、丁640の2、丁648、丁649、丁650の1から丁650の4まで、丁651、丁652の1から丁652の4まで、丁653の3、丁653の4、丁654の1、丁655の1、丁655の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 752 号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 4 columns: 水系名, 河川名, 旧・新別, 区間 (上流端, 下流端). Content includes 成谷川 and specific land parcels.

○愛媛県告示第 753 号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、波止浜港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 3 columns: 種類, 位置, 数量及び能力. Content includes 泊地 and specific location details.

○愛媛県告示第 754 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲市東若宮土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（大洲市東若宮土地区画整理事業出来形確認測量）
2 作業期間 平成15年3月25日から平成15年9月30日まで
3 作業地域 大洲市若宮・東大洲地域

○愛媛県告示第 755 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	319号	伊予三島市金子二丁目字金子2096番6地先から 同字2106番2地先まで	旧	メートル 11.4~14.2	キロメートル 0.051	
			新	11.4~17.6	0.051	
県 道	金生三島線	川之江市川之江町字鑄物師神20番1地先から 同町字壺町地30番1地先まで	旧	5.4~7.0	0.103	
			新	9.1~11.5	0.103	
"	"	川之江市妻鳥町字東坊ノ北740番5地先から 同字738番2地先まで	旧	6.5~8.9	0.054	
			新	7.9~9.9	0.054	
"	別子山土居線	宇摩郡土居町大字浦山字市田畑乙176番10地先から 同字乙176番3地先まで	旧	4.5~9.0	0.098	
			新	6.5~27.5	0.098	
"	"	宇摩郡土居町大字浦山字市田畑乙176番3地先から 同字乙174番5地先まで	旧	4.0~19.5	0.113	
			新	22.0~38.0	0.102	

○愛媛県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	伊予三島市金子二丁目字金子2096番6地先から 同字2106番2地先まで	平成15年3月25日
県 道	金生三島線	川之江市川之江町字鑄物師神20番1地先から 同町字壺町地30番1地先まで	"
"	"	川之江市妻鳥町字東坊ノ北740番5地先から 同字738番2地先まで	"
"	別子山土居線	宇摩郡土居町大字浦山字市田畑乙176番10地先から 同字乙176番3地先まで	"
"	"	宇摩郡土居町大字浦山字市田畑乙176番3地先から 同字乙174番5地先まで	"

○愛媛県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	越智郡玉川町大字龍岡上字龍円寺甲147番6地先から 同大字字政所甲85番6地先まで	平成15年3月25日

## ○愛媛県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	379号	伊予郡砥部町川登1005番3から 同町川登3264番地先まで	旧	メートル 4.0～20.0	キロメートル 3.170	
			新	4.0～20.0 12.5～64.0	3.170 3.010	

## ○愛媛県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字下須戒甲1846番1から 同大字甲1845番6まで	平成15年3月28日

## ○愛媛県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	串中山線	喜多郡内子町石畳1816番3から 同町石畳1821番2まで	旧	メートル 5.6～12.0	キロメートル 0.077	
			新	5.6～31.8	0.074	

## ○愛媛県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	串中山線	喜多郡内子町石畳1816番3から 同町石畳1821番2まで	平成15年3月25日

## ○愛媛県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字北表乙576番3から 同大字乙561番5まで	平成15年3月25日

## ○愛媛県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	西宇和郡保内町川之石10番耕地99番4から 同町川之石10番耕地192番3まで	旧	メートル 6.6~15.3	キロメートル 0.300	
			新	6.6~21.4	0.300	

## ○愛媛県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	西宇和郡保内町川之石10番耕地99番4から 同町川之石10番耕地192番3まで	平成15年3月25日

## ○愛媛県告示第765号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 道路の位置

- 伊予郡松前町大字浜字一町六反 838 番 3 及び 839 番 3
- 申請人の住所氏名  
伊予郡松前町大字浜 711 番地 7  
満田 泰三
- 図面省略

## 公 告

## ○公 告

## 技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成14年11月29日から平成15年2月23日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 機械加工

## 特級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
B 1	中 田 康 治	C 1	豊 村 晃 二

## 仕上げ

## 特級

受検番号	氏名
B 1	吉田 忍

## 仕上げ（機械組立仕上げ作業）

## 1級

受検番号	氏名
D 1	中村 幸信

## 機械検査（機械検査作業）

## 1級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
C 2	三浦 博史	C 5	岡本 秀男	C 6	大西 龍雄

## 2級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 5	笠崎 祥司	A甲 6	三好 典子	C 1	門田 憲吾

## 機械保全

## 特級

受検番号	氏名
C 1	高橋 雅由

## 機械保全（機械系保全作業）

## 1級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 1	片岡 徹也	A甲 4	大西 久雄	A甲 6	勝本 禎郎	A甲 8	石田 俊郎
A甲 9	奥西 敏夫	A甲 10	藤岡 康雄	A甲 13	筒井 浩史	A甲 14	児山 俊弘
A甲 19	高田 佳和	A甲 20	鈴木 善己	A甲 23	藤田 秀男	A甲 26	鈴木 浩二
A甲 27	白川 紀和	A甲 28	大角 郁正	A甲 30	永井 照正	A甲 34	越智 英治
A甲 37	山内 伸一	A甲 38	三浦 晃徳	A甲 43	梅原 慶一	A甲 44	原 俊和
A甲 46	池尻 明正	A甲 47	砂川 永悟	A甲 48	松本 暢人	A甲 49	伊藤 功仁孝
A甲 50	黒瀬 康正	A甲 54	森本 聡	A甲 61	宮嶋 龍治	A甲 64	白木 寿和
B 2	岡部 博司	B 5	杉山 道夫	B 6	曾我部 和夫	B 7	川又 均
B 11	藤田 直樹	B 12	渡部 光昌	B 14	山本 徳孝	B 17	原田 実
C 1	三好 邦彦	C 2	石川 達伸	C 3	難波 日佐男	C 4	住田 俊成
C 8	南 真也	C 9	山内 英昭	C 12	酒井 久富	C 18	曾我部 強
C 19	松本 和則	C 20	稲見 一俊	C 21	桧垣 正	C 22	畑野 厚明
C 23	猪上 隆	C 24	帆谷 享久	C 25	祖母井 隆二	C 27	岸 明
C 29	秋月 久幸	C 33	矢島 裕史	C 34	松木 俊明		

## 2級

受検番号	氏 名						
A 甲 1	石 川 政 文	A 甲 3	福 田 優 一	A 甲 6	真 鍋 勝 行	A 甲 14	高 田 克 明
A 甲 15	西 嶋 光 昭	A 甲 20	山 崎 晃 晃	A 甲 21	田 中 浩 和	A 甲 23	今 川 健 司
A 甲 28	柴 崎 康 明	A 甲 29	島 貴 章	A 甲 30	野 村 康 仁	A 甲 33	玉 澤 真 一 郎
A 甲 34	高 森 恵 一	A 甲 40	河 野 亮 亮	A 甲 41	浅 野 哲 臣	A 甲 42	大 石 文 雄
A 甲 43	篠 原 伸 司	A 甲 44	梶 本 成 三	A 甲 46	近 藤 浩 嗣	A 甲 50	伊 藤 信 雄
A 甲 53	深 川 正 正	A 甲 56	相 原 順 一	A 甲 65	白 石 義 喜	A 甲 66	小 亀 武 志
A 甲 67	石 川 宏 之	A 甲 69	友 近 孔 二	A 甲 70	住 田 祐 一	A 甲 71	越 智 裕 貴
A 甲 73	八 ッ 橋 俊 一	A 甲 75	横 山 隆 則	A 甲 76	高 橋 利 彦	A 甲 77	高 津 祐 二
A 甲 78	岡 田 幸 治	A 甲 79	近 藤 光 一 郎	A 甲 80	寺 岡 和 志	A 甲 81	田 村 昌 宏
A 甲 82	山 田 好 之	A 甲 89	井 上 憲 治	A 甲 90	山 内 哲 也	A 甲 92	池 西 朋 睦
A 甲 93	手 島 雅 之	A 甲 97	伊 藤 彰 朗	A 甲 99	高 橋 信 夫	A 甲 100	黒 田 圭 一
A 甲 102	三 崎 一 雄	A 甲 107	高 橋 徹 徹	A 甲 110	近 藤 友 和	A 甲 113	大 成 優 樹
A 甲 120	伊 藤 敬 介	A 甲 121	神 野 智 智	A 甲 124	田 中 宜 孝	A 甲 125	中 山 信 悟
A 甲 128	大 野 賢 一	A 甲 129	都 築 裕 治	A 甲 130	山 田 健 治	A 甲 132	矢 野 繁 敏
A 甲 133	高 橋 恒 孝	A 甲 134	岡 田 尚 之	A 甲 135	岡 田 剛 剛	A 甲 136	曾 我 祐 士
A 甲 137	加 藤 信 幸	A 甲 138	秦 聡 聡	A 甲 142	野 間 英 夫	A 甲 150	山 下 敦 司
A 甲 152	野 間 浩 浩	A 甲 154	浅 木 雅 夫	A 甲 155	工 藤 浩 照	A 甲 157	神 野 浩 伸
A 甲 158	楠 瀬 好 史	A 甲 160	真 鍋 昇 二	A 甲 162	門 田 隆 隆	A 甲 163	戸 田 武 史
A 甲 164	山 中 慶 遵	A 甲 165	大 西 嘉 彦	A 甲 166	大 谷 仁 志	A 甲 168	佐 伯 光 晴
A 甲 172	佐々木 和 彦	A 甲 183	森 本 誠 誠	A 甲 184	高 岡 保 夫	B 3	中 矢 聡 聡
B 4	古 屋 喜 和	B 5	杉 浦 慎 哉	B 6	鮎 貝 秀 太 郎	B 9	佐 藤 綾 範
B 10	福 島 進 一	B 12	藤 田 章 雄	B 18	高 橋 哲 郎	B 19	河 野 誠 誠
B 20	菅 伸 一 郎	B 26	黒 川 浩 文	B 27	岡 本 真 肇	B 32	小 山 章 司
B 36	渡 辺 徳 広	C 2	紺 家 幸 治	C 3	大 山 浩 浩	C 4	森 久 健 司
C 5	坂 上 進 進	C 6	小 寺 信 信	C 7	加 藤 実 実	C 8	加 藤 伸 一
C 9	横 井 文 男	C 10	沖 恒 雄 雄	C 11	真 鍋 泰 久 児	C 13	川 又 康 司
C 15	松 田 隆 広	C 16	正 岡 和 博	C 17	加 藤 龍 司	C 18	川 村 幸 二
C 19	松 木 史 紀	C 22	大 西 昭 敏	C 23	白 石 昭 寿	C 24	山 下 大 輔
C 25	岩 佐 俊 作	C 26	寺 田 任 寿	C 30	寺 澤 圭 圭	C 31	高 井 充 充
C 32	橋 本 正 観	C 37	伊 藤 進 進	C 38	宇 野 利 弘	C 42	伊 藤 公 一
C 44	星 加 明 夫	C 45	村 上 孝 行	C 54	堀 江 大 輔	C 55	友 枝 剛 剛
C 56	三 神 匡 哉	C 57	渡 部 俊 一	C 58	辻 英 明 明	C 61	近 藤 孝 宏
C 62	矢 野 敏 文	C 63	星 加 正 文	C 64	石 川 幸 二	C 65	藤 田 英 志
C 67	藤 田 勝 也	C 70	越 智 泰 志	C 71	浮 津 圭 吾	C 72	浜 元 真 二
C 73	松 尾 宗 樹	C 75	小 西 篤 史	C 78	兵 頭 昭 徳	C 80	吉 田 進 進
C 81	玉 田 和 久	C 82	山 本 国 久	C 83	岡 田 正 広	C 84	松 本 淳 淳
C 85	秋 山 靖 雄	D 1	平 岡 和 也	D 2	原 美 貴 雄	D 3	渡 辺 昇 平
D 4	中 川 義 治						

機械保全（電気系保全作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 3	武 市 貴 裕	A 甲 12	富 岡 将 美	A 甲 15	芳 我 聡	B 2	岡 崎 清 光
B 6	松 木 一 久	B 7	森 陽 二	B 9	白 石 修 一	C 3	印 南 要 介
C 4	川 上 善 生	C 5	岡 本 高 浩	C 6	高 橋 修 修	C 7	松 本 和 行
D 1	高 橋 龍 明						

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 5	鴻 上 龍 也	A 甲 8	伊 藤 淳 一	A 甲 12	上 田 慶 茂	A 甲 13	土手内 博
A 甲 16	梶 岡 定 行	B 1	松 本 英 二	C 1	渡 辺 潔 潔	C 4	幡 本 直 人
C 5	河 上 純 也	C 6	今 井 雄 士	C 7	園 田 健 人	C 8	山 村 哲 也

C 9	満 汐 智 史	D 1	宮 城 幸 治
-----	---------	-----	---------

## 機械保全（設備診断作業）

## 1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 4	近 藤 一 男	A 甲 5	今 井 恒 年	B 1	大 西 誠	C 1	加 藤 和 雄
C 8	水 沼 正	C 11	藤 田 誠 悟	C 21	古 川 明 彦	C 22	大 池 真
C 23	坂 口 明	C 27	高 橋 邦 雄				

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	福 田 圭 吾	B 1	石 川 伸 二	C 1	秦 泉 寺 良 一	C 3	熊 崎 収
C 5	田 中 秀 紀	C 7	加 藤 俊 之	C 8	高 尾 勇 吉	C 9	寺 尾 長 年
C 10	高 畠 浩 典	C 12	十 亀 靖 章	C 13	近 藤 信 彦	C 14	小 野 伸 一
C 18	村 上 広 明	C 21	三 好 克 彦	C 23	橋 本 賢 治		

## 電気機器組立て（シーケンス制御作業）

## 1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	村 上 康 彦	A 甲 2	大 藤 勇	A 甲 5	島 津 金 正	A 甲 6	松 本 朋 仁
A 甲 7	清 岡 弘 明						

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 3	宮 尾 映 至	A 甲 5	吉 岡 豊	A 甲 6	前 田 康 之

## 半導体製品製造

## 特級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
B 1	川 崎 真 二	B 4	古 川 明 彦	C 1	矢 野 津 吉

## 半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

## 1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	藤 田 明 敏	A 甲 5	喜 井 政 治	A 甲 6	林 健	A 甲 7	岩 本 拓 幸
A 甲 9	佐 伯 勝	A 甲 11	近 藤 秀 彦	A 甲 12	武 田 勇	A 甲 13	藤 原 隆 志
A 甲 19	友 枝 清 彦	B 2	石 村 聡	B 5	池 田 光 志	C 1	手 島 康 博
C 3	曾 我 部 啓 一	C 4	岡 田 将 仁	C 5	山 内 達 彦	C 6	吉 田 寛

## 2 級

受検番号	氏 名						
A 甲 4	松 浦 豊	A 甲 8	青 山 美 菜	A 甲 17	余 吾 吉 信	A 甲 18	山 中 智 代
A 甲 21	安 藤 慶 博	A 甲 23	小 山 雅 司	A 甲 24	三 谷 義 一	A 甲 25	廣 本 貴 久
A 甲 26	小 野 秀 二	B 1	宮 本 栄 一	B 4	友 枝 剛	B 6	佐 藤 量 洋

B 9	藤原優績	C 1	篠原祐一	C 5	小笠原秀樹	C 6	高橋伸弘
C 7	加地良	C 8	阿部将和				

## 自動販売機調整（自動販売機調整作業）

## 1 級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 2	近藤章司	A甲 3	森浩二	A甲 4	平家省治	A甲 5	藤原宏一
A甲 6	福岡敏明						

## 2 級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 1	梶木聖司	A甲 2	日野孝則	A甲 4	玉井大輔	A甲 5	倉田寛之
A甲 6	石田貴裕	A甲 8	向井裕司	B 2	能瀬力	C 1	長井隆志
C 2	門田学						

## 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

## 1 級

受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 2	芝田昭二	A甲 3	二宮宏文

## 2 級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 1	宇高道子	A甲 5	神岡典子	A甲 6	大山光子	A甲 7	神崎大輔
A甲 8	筒井静江	B 1	八木和子	B 2	毛利俊介		

## 農業機械整備（農業機械整備作業）

## 1 級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 2	赤宗敏也	A甲 3	太田裕次	A甲 4	相原正昇	B 1	高橋義雄
B 2	井上光幸						

## 2 級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 1	冠淳孝	A甲 4	青野裕保	A甲 5	武智勇貴	A甲 7	福岡正義
A甲 8	大森悟	A甲 10	下柳礼仁	A甲 12	織田優一	A甲 13	菊池宏明
A甲 14	武田仁	A甲 15	清水喜三夫	C 1	水口忠明		

## 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）

## 1 級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 2	酒井健治	A甲 3	森川敏伯	B 2	土居原敦	C 1	沖秀和
C 2	藤川武志						

## 2級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 5	磯崎清光	A甲 6	杉本裕司	A甲 7	石川博之	A甲 8	金谷士郎
B 3	高橋健次	B 4	今村一郎	B 5	横本裕治	B 6	藤井貴之

## 和裁（和服製作作業）

## 1級

受検番号	氏名
C 1	下村千陽

## 2級

受検番号	氏名	受検番号	氏名
C 1	中田紗緒梨	C 2	西岡妙子

## 石材施工（石材加工作業）

## 2級

受検番号	氏名
C 1	紀井文夫

## 石材施工（石積み作業）

## 1級

受検番号	氏名
C 1	井上崇秀

## パン製造（パン製造作業）

## 2級

受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 2	阿部正彦	A甲 3	戸塚良次

## 菓子製造（洋菓子製造作業）

## 2級

受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 2	山本由佳	A甲 5	瀧本真由

## 菓子製造（和菓子製造作業）

## 1級

受検番号	氏名
A甲 1	渡辺雅典

## 2級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
C 2	浦 中 保 生	C 3	渡 部 浩 充

## 建築大工（大工工事作業）

## 1 級

受検番号	氏 名
C 3	越 智 福 明

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 3	山 根 裕 司	A 甲 5	兵 頭 房 義	A 甲 6	小 野 浩 治

## かわらぶき（かわらぶき作業）

## 1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	村 上 純	A 甲 3	清 水 克 広

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	垂 水 久 司	A 甲 4	松 本 淳 一	A 甲 5	大 野 敦	C 1	西 原 仁 史

## 配管（建築配管作業）

## 1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 2	安 藤 正	A 甲 3	近 藤 一 太	A 甲 4	松 木 郁 範	A 甲 5	西 村 武 司
A 甲 6	真 鍋 武 文	A 甲 7	稲 見 敏 也	A 甲 8	村 上 寿 彦	A 甲 10	近 藤 慎 治
A 甲 11	越 智 正 樹	A 甲 12	富 田 雄 二	A 甲 13	桧 垣 淳 次	A 甲 15	渡 辺 博 文
A 甲 17	藤 本 勝 幸	A 甲 18	兵 頭 徳 眞	A 甲 19	下 村 正 之	A 甲 21	篠 崎 正 美
A 甲 22	中 野 義 文	A 甲 23	菊 池 佐 久 夫				

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	續 木 勝 博	A 甲 2	曾我部 俊 哉	A 甲 3	宇 野 一 生	A 甲 4	鈴 木 竜 二
A 甲 5	泉 孝 志	A 甲 7	川 上 裕 視	A 甲 8	伊 藤 友 康	A 甲 10	山 内 美 喜 芳
A 甲 11	山 本 裕 司	A 甲 13	和 泉 吉 明	A 甲 15	白 石 三 千 夫	A 甲 16	菊 池 要
A 甲 20	小 池 富 生	A 甲 21	和 泉 裕 一	A 甲 25	山 上 祐 二	A 甲 30	荒 木 裕
C 3	永 井 敦						

## 3 級

受検番号	氏 名
A 甲 1	不 老 地 雅 司

## 型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受検番号	氏 名
A 甲 1	宮 田 堅 秀

## 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1 級

受検番号	氏 名						
A 甲 1	山 口 勇 人	A 甲 2	河 本 篤	A 甲 3	高 橋 伸 也	A 甲 7	高 岡 正 和
C 1	山 内 政 夫	C 4	松 尾 淳 至	C 6	石 丸 和 幸		

2 級

受検番号	氏 名						
A 甲 5	桧 垣 洋 二	A 甲 6	千 葉 貴 史	A 甲 7	玉 置 理 匠	A 甲 9	三 好 幸 裕
A 甲 10	松 下 健 二	A 甲 17	尾 崎 直 也	A 甲 18	尾 崎 匠	A 甲 22	山 口 誉 志 人

## コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1 級

受検番号	氏 名						
A 甲 2	都 築 直 人	A 甲 3	二 宮 成 二	A 甲 4	浜 田 光 紀	A 甲 5	若 松 好 和
A 甲 6	岩 城 能 成						

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	木 田 昇 憲	A 甲 2	朝 山 治 樹	A 甲 7	森 政 志	A 甲 8	竹 田 順 人
A 甲 9	清 家 光	B 1	一 松 明 義	B 2	宇 都 宮 正 人	C 1	和 田 元 一

## 防水施工（アスファルト防水工事作業）

1 級

受検番号	氏 名
C 1	池 原 昭 彦

2 級

受検番号	氏 名
A 甲 2	山 下 隆 文

## 防水施工（合成ゴムシート防水工事作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	金 吉 照 樹	A 甲 2	山 口 知 博	B 1	小 松 博	C 1	山 岡 正 治
D 1	富 永 幸 雄						

## 防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

## 1 級

受検番号	氏 名
C 1	大野 邦雄

## 2 級

受検番号	氏 名
C 1	大野 隆明

## 樹脂接着剤注入施工（エポキシ樹脂注入工事作業）

## 単一等級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 2	佐伯 健一	A甲 3	佐竹 弘行	A甲 6	吉田 和男	A甲 7	釣谷 武士
A甲 8	伊賀上 泰俊	A甲 11	伊尾喜 文礼	B 1	西山 健太	B 2	上野 正人
C 1	矢野 祐司						

## カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）

## 1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
B 1	諸農 賢一	C 1	大居 真人

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	竹山 太郎	A甲 2	吉岡 剛	C 1	向井 直樹

## バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

## 単一等級

受検番号	氏 名						
A甲 1	藤本 豊	A甲 2	井手 健治	A甲 3	田村 直也	A甲 4	武田 博文
A甲 6	梶原 長展						

## ガラス施工（ガラス工事作業）

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	井川 雅人	C 1	井川 淳司

## 機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 2	中川 裕介	B 1	大西 信次	C 1	宇都宮 賢治

## 機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

## 1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
B 1	峰 岡 慶 二	C 1	橋 元 丈 人

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	山 地 弘 城	A 甲 2	福 本 隆 司	B 2	加 藤 誠 一 朗	B 3	大 西 一 馬
B 5	別 宮 直 樹	B 6	日 野 和 敏	B 7	石 川 延 明	C 2	野 村 浩 紀
C 3	水 田 敬 志	C 4	木 山 準 一	C 5	灘 野 雅	C 6	藤 本 徹

## 電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

## 1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	清 水 智 一	A 甲 2	渡 辺 功	D 1	真 部 正 弘

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 2	浜 中 聰 行	A 甲 3	倉 橋 昌 記

## 塗装（鋼橋塗装作業）

## 1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 6	林 賢 次	A 甲 7	山 内 昌 士	C 1	木 村 隆 仁	C 3	鶴 田 仁
C 4	藤 本 英 二	C 5	渡 部 克 久	C 6	松 村 伸 二	C 7	宮 本 英 樹

## 2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 4	二 宮 良 二	B 1	伊 藤 陽 巖	C 1	鎌 田 雅 和

## 教育委員会規則

## ○愛媛県教育委員会規則第1号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則を次のように定める。

平成15年3月25日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

## 指導力不足等教員の取扱いに関する規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の2第2項に規定する手続のほか、児童又は生徒に対す

る指導が不適切である教員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則において「教員」とは、愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤の講師を除く。）をいう。

2 この規則において「指導力不足等教員」とは、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する教員をいう。

- (1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員
- (2) 指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員
- (3) 児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない教員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育活動を進める上で、教員としての責任を果たせていない教員  
(指導力不足等教員の認定の申請等)

**第3条** 指導力不足等教員の認定に係る申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものが、県教育委員会に対して行うものとする。

- (1) 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合を含む。以下同じ。）の設置する学校に勤務する教員 申請に係る教員が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会
  - (2) 県立学校に勤務する教員 申請に係る教員が勤務する学校の校長
- 2 前項の申請をするもの（以下「申請者」という。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該申請に係る教員に意見を申し出る機会を与えるものとする。  
(事実の確認)

**第4条** 県教育委員会は、前条第1項の申請に係る事実の確認を行うため必要があると認めるときは、申請者に必要な資料の提出を求め、又は実地に調査するものとする。  
(愛媛県教員の資質向上審査委員会)

**第5条** 県教育委員会は、第3条第1項の申請に係る教員が指導力不足等教員に該当するかどうかを判断するに当たりその審査を行わせるため、愛媛県教員の資質向上審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。  
(意見申出の機会の付与)

**第6条** 県教育委員会は、審査委員会に審査を行わせるに当たり、あらかじめ、当該申請に係る教員に意見を申し出る機会を与えるものとする。ただし、当該教員が申請者に対し当該申請に係る意見の申出を行っているときは、この限りでない。  
(医師の意見の聴取)

**第7条** 県教育委員会は、第3条第1項の申請に係る教員が指導力不足等教員に該当することとなった原因が、精神疾患その他の疾病に起因するおそれがあると認められるときは、医師の意見を聴くものとする。  
(指導力不足等教員の認定等)

**第8条** 県教育委員会は、審査委員会の審査結果に基づき、指導力不足等教員の認定を行うものとする。

2 県教育委員会は、前項の認定を行ったときは、書面により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、当該申請に係る教員に指導力不足等教員に認定された旨を通知するものとする。  
(研修)

**第9条** 県教育委員会は、前条第1項の規定により指導力不

足等教員であると認定された者に対し、学校その他の教育機関において研修することを命じるものとする。

2 前項の研修の期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 前2項に定めるもののほか、指導力不足等教員の研修に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(研修の成果の報告)

**第10条** 申請者は、前条第1項の研修の成果について県教育委員会に報告するものとする。

2 前項の報告の手続については、第3条の規定を準用する。  
(認定の解除等)

**第11条** 前条の報告を受けた県教育委員会は、当該報告に係る指導力不足等教員について、次の各号に掲げるいずれかの決定を行うものとする。

- (1) 指導力不足等教員の認定を解除すること。
  - (2) 研修の期間を延長すること。
  - (3) 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認めること。
- 2 前項の決定の手続については、第4条から第7条までの規定を準用する。

3 県教育委員会は、第1項の決定を行ったときは、書面により申請者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた申請者は、当該決定に係る教員に第1項の決定の内容を通知するものとする。  
(免職及び採用又は転任)

**第12条** 県教育委員会は、前条第1項第3号に該当すると決定された指導力不足等教員について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を執ることができる。

- (1) 市町村の設置する学校に勤務する教員 法第47条の2第1項の規定により免職し、引き続き県教育委員会が任命権を有する常時勤務を要する職（指導主事並びに校長及び教員の職を除く。以下「県教育委員会の職」という。）に採用すること。
- (2) 県立学校に勤務する教員 県教育委員会の職に転任させること。  
(補則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

#### 公安委員会規則

#### ○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月25日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

#### 愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（昭和41年愛媛県公安委員会規則第7

号)の一部を次のように改正する。

第12条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 留置場に関すること。

第13条第6号を削る。

第28条の11を第28条の15とし、第28条の10を第28条の14とし、第28条の9を第28条の13とし、第28条の8を第28条の12とし、第28条の7を第28条の11とし、第28条の6を第28条の10とし、第28条の5を第28条の9とし、第28条の4を第28条の8とし、第28条の3の3を第28条の7とし、第28条の3の2を第28条の6とし、第28条の3を第28条の5とし、第28条の2を第28条の4とし、第28条の次に次の2条を加える。

(留置管理室)

**第28条の2** 警務課に留置管理室を附置する。

2 留置管理室に室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。室長は、留置管理室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 留置管理室は、第12条第15号の事務をつかさどる。

(健康管理対策室)

**第28条の3** 厚生課に健康管理対策室を附置する。

2 健康管理対策室に室長を置き、警部の階級にある警察官又は警察吏員をもつて充てる。室長は、健康管理対策室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 健康管理対策室は、第15条第2号の事務をつかさどる。

**附 則**

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

**○愛媛県選挙管理委員会告示第26号**

平成15年1月26日執行の愛媛県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成15年3月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

**公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨**

- 1 選挙の種類 平成15年1月26日執行  
愛媛県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
32,693,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	加戸守行	所属党派	無所属	期 間	平成14年12月15日から 平成15年2月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	大 亀 文 夫					
<b>収 入</b>				<b>支 出</b>		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	3,206,000円	
自由民主党		2,000,000円		家屋費	1,214,060	
加戸守行を支援する会		13,000,000		選挙事務所費	980,650	
山本辰男	無職	170,000		集会会場費	233,410	
古川拓哉	会社員	170,000		通信費	123,020	
原俊司	会社員	170,000		交通費	550,105	
				印刷費	1,905,878	
				広告費	1,390,725	
				文具費	556,239	
				食糧費	438,323	
				休泊費	564,860	
				雑費	896,527	
その他の収入		5,000,000		今 回 計	10,845,737	
今 回 計		20,510,000		総 計	10,845,737	
総 計		20,510,000				

報告書受理年月日

平成15年2月10日

第1回報告分

候補者氏名	和田 幸	所属党派	無 所 属	期 間 平成14年9月30日から 平成15年1月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	渡 部 邦 彦				

収 入			支 出		
主たる寄附			人件費		0円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		673,226
明るい愛媛をつくるみんなの会		3,200,000円	選挙事務所費		673,226
			集会会場費		0
			通信費		169,136
			交通費		20,770
			印刷費		1,321,500
			広告費		83,200
			文具費		196,142
			食糧費		181,100
			休泊費		213,134
			雑 費		39,383
その他の収入			今 回 計		2,897,591
今 回 計		3,200,000	総 計		2,897,591
総 計		3,200,000			

報告書受理年月日	平成15年2月7日	第1回報告分
----------	-----------	--------

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成15年3月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,211,628
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,233
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,605

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松 山 市	377,829	125,943
今 治 市	95,042	31,681
宇 和 島 市	50,048	16,683
八 幡 浜 市	26,766	8,922
新 居 浜 市	103,399	34,467
西 条 市	47,002	15,668
大 洲 市	30,711	10,237

川 之 江 市	30,633	10,211
伊 予 三 島 市	30,441	10,147
伊 予 市	24,656	8,219
北 条 市	23,735	7,912
東 予 市	27,062	9,021
宇 摩 郡	16,073	5,358
周 桑 郡	19,349	6,450
越 智 郡	59,498	19,833
温 泉 郡	32,970	10,990
上 浮 穴 郡	13,530	4,510
伊 予 郡	51,782	17,261
喜 多 郡	25,469	8,490
西 宇 和 郡	27,776	9,259
東 宇 和 郡	31,526	10,509
北 宇 和 郡	42,416	14,139
南 宇 和 郡	23,915	7,972

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

管理者の休日、休暇及び勤務時間等に関する管理規程を次のように定める。

平成15年3月25日

愛媛県公営企業管理者職務代理者  
 愛媛県公営企業管理局長 秋 川 秀 美  
**管理者の休日、休暇及び勤務時間等に関する管理規程**  
 管理者の休日、休暇及び勤務時間等については、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）の例による。

**附 則**

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成15年3月25日

愛媛県公営企業管理者職務代理者  
 愛媛県公営企業管理局長 秋 川 秀 美  
**愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程**

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に改める。

**附 則**

この管理規程は、公布の日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

特定任期付企業職員の給与に関する管理規程を次のように定める。

平成15年3月25日

愛媛県公営企業管理者職務代理者  
 愛媛県公営企業管理局長 秋 川 秀 美  
**特定任期付企業職員の給与に関する管理規程**

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第6条に規定する特定任期付企業職員に支給する給与に関しては、同条例第4条第1項に規定する特定任期付職員の例による。

**附 則**

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成15年3月7日付け第1437号愛媛県告示第501号（開発行為に関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
220	開発許可を受けた者の住所及び氏名の欄中上から1段目	井 下 富 士 夫	井 下 富 士 男

◇愛媛県報の購読申込み受付について◇

平成15年度に愛媛県報の購読を希望される方は、別記様式により、

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部行政私学課

（平成15年4月1日以降

愛媛県総務部管理局私学文書課）」

あてにお申込み下さい。

購読料は、1部につき1箇月1,750円、1箇年21,000円（送料含む。）です。

平成15年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別記様式

愛 媛 県 報 購 読 申 込 書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所

電話番号

氏 名



愛媛県報を購読したく、次のとおり申し込みます。

購 読 期 間	年 月 日から 年
	分
部 数	部
購 読 料	¥

